

## 郡山市献血推進協会補助金交付要綱

平成8年8月22日制定

令和7年1月24日一部改正

【保健福祉部保健所総務課】

(趣旨)

第1条 この要綱は、献血の実績向上を図り、市民の適正医療を確保するために、郡山市献血運動推進事業（以下「事業」という。）の協力団体である郡山市献血推進協会に対し、補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象経費等)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、郡山市献血推進協会の運営に要する別表に掲げる経費とし、補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(補助対象期間)

第3条 補助金の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は郡山市献血運動推進事業における郡山市献血推進協会実施事業事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は郡山市献血運動推進事業における郡山市献血推進協会実施事業収支予算書（第2号様式）とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 該当年度に係る郡山市献血推進協会定期総会議案書
- (2) その他当該事業の計画について確認が必要と認められるもの

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を準備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第7条 郡山市献血推進協会は、対象事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条における補助事業等事業実績報告書は郡山市献血運動推進事業における郡山市献血推進協会実施事業事業報告書（第3号様

式) 及び郡山市献血運動推進事業における郡山市献血推進協会実施事業収支決算書(第4号様式)とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 該当年度に係る郡山市献血推進協会定期総会議案書
- (2) その他当該事業の実績について確認が必要と認められるもの  
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書により郡山市献血推進協会に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払いの方法により交付することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月22日から施行し、平成8年度以降の年度分の補助金について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年1月24日から施行し、令和7年度以降の年度分の補助金について適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第2条関係)

経費区分	内容
1 委託料	各種研究調査委託、登記事務委託、各種講習会委託等
2 役務費	通信運搬費、広告料、手数料、筆耕・翻訳料等
3 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、電気・光水熱費、修繕料等
4 使用料及び賃借料	土地、家屋、会場、会議室の借上料、機械、器具、貸植木等の借上料等
5 備品購入費	献血啓発資材の物品購入費等(10万円以上)

〈第1号様式〉

郡山市献血運動推進事業における  
郡山市献血推進協会実施事業 事業計画書

令和 年度の事業計画については、次のとおりとする。

郡山市献血推進協会  
会長

基本方針

事業計画

1 啓発事業

実施事項	実施時期	内容

2 献血者の確保

実施事項	実施時期	内容

3 献血イベントの企画・支援

実施事項	実施時期	内容

4 骨髄バンク事業との連携

実施事項	実施時期	内容

〈第2号様式〉

郡山市献血運動推進事業における  
郡山市献血推進協会実施事業 収支予算書

1 収入

単位：円

科目	本年度予算額	前年度 予算額	差額	適要
市補助金				
会費収入				
繰越金				
雑収入				
合計				

2 支出

単位：円

科目		本年度予算額		前年度 予算額		差額		摘要
事業 内容	節・細 節	うち補 助対象	うち補助 対象	うち補助 対象	うち補助 対象	うち補助 対象		
献血 推進 事業								
予備費								
合計								

〈添付書類〉

- ・当該事業年度に係る郡山市献血推進協会定期総会議案書
- ・郡山市献血推進協会会則
- ・郡山市献血推進協会会員名簿（役員名簿含む）

〈第3号様式〉

郡山市献血運動推進事業における  
郡山市献血推進協会実施事業 事業報告書

令和 年度の事業報告については、次のとおりとする。

郡山市献血推進協会  
会長

基本方針

事業実績

1 啓発事業

実施事項	実施時期	内容

2 献血者の確保

実施事項	実施時期	内容

3 献血イベントの企画・支援

実施事項	実施時期	内容

4 骨髄バンク事業との連携

実施事項	実施時期	内容

〈第4号様式〉

郡山市献血運動推進事業における  
郡山市献血推進協会実施事業 収支決算書

1 収入

単位：円

科目	予算額	決算額	差額	摘要
市補助金				
会費収入				
事業収入				
繰越金				
合計				

2 支出

単位：円

科目		予算額		決算額		差額		摘要
事業内容	節・細節		うち補助対象		うち補助対象		うち補助対象	
献血推進事業								
予備費								
合計								

〈添付書類〉

- ・当該事業年度に係る郡山市献血推進協会定期総会議案書
- ・当該事業年度の郡山市献血推進協会事業費における、会計監査報告